

(2 番 廣田幸照 議員)

○議長 (大西慶治君) 日程第 1 一般質問を行います。

通告の順に発言を許します。

通告順 4 番 廣田幸照議員の一般質問を行いますので、廣田幸照議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 4 番 廣田幸照議員の発言を許可します。

廣田幸照議員。

○ 2 番 (廣田幸照君) おはようございます。議席番号 2 番 廣田幸照でございます。通告にしたがいまして、本日は二点質問をさせていただきたいと思っております。

まず 1 点目は、三重県企業庁水力発電事業の民間譲渡についてでございます。平成 23 年 2 月 15 日付報道によりますと、水力発電事業の民間譲渡は本年 6 月ごろに仮契約をし、準備の整った発電所から順次段階的に譲渡し、平成 26 年度末に完了するとのことでありました。また私は目を通しておりませんが、今朝の新聞報道では三重県の鈴木知事は、国との話し合いがいるということで、この 6 月中の仮契約は無理であるというふうなことを述べられたようでもあります。いずれにしましても、この民間譲渡はシナリオ通り進められているようでございます。本年 3 月の大台町議会で直江修市議員の質問に答えて、町長は先に質問した地域貢献 11 項目については、譲渡後も中部電力により継続されていると説明されました。

しかし、緊急発電放流、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全事業は、県がなすべき事業として、譲渡条件とは切り離されていくという答弁でございました。また平成 21 年 12 月 14 日、大台町議会発議第 1 号として、県水力発電事業の民営化による影響調査にかかる意見・提言についての議案を提出し、全員一致で採択し、議長名で大台町長に送付したところでございます。このこ

とを踏まえて、まず基本から質問をいたします。

第1点目でございますが、国有地所在市町村交付金というのがございまして、民間譲渡後もこれは交付されるのでしょうか。またその金額はいかほどかと。本交付金は固定資産税に相当するもので、固定資産の評価によって変動はするものの、大台町にある企業庁水力発電事業にかかわる諸施設に対して支払われるものであります。平成15年度のレベルでは、電気事業に対して7163万2000円、工業用水では523万1000円でありました。

2点目でございます。電源立地地域対策交付金というのがございます。民間譲渡後も交付されるのかどうか。またその金額はいかほどかという質問をいたします。発電用施設の立地地域、周辺地域の公共用施設整備、住民福祉の向上に対して交付される金額でございますけれども、設置後30年を限度として交付されると承知していますが、引き続き交付されるのか。あるいはもう30年たったならそれでお終いということになるのか、いかがでございましょうか。

3点目でございます。奥伊勢湖環境保全対策協議会費というのがございます。500万円です。これは従前どおり支出されるのかどうか。三瀬谷ダムによって生じた奥伊勢湖があります。そこに流入したごみが多大なものがありまして、流木とか一般廃棄物が含まれております。この除去と沿道景観の保全に作業員の方が2名あたっておられるわけです。このための費用としての500万円あります。

4点目です。宮川ダム湖濁度調査費として年間293万円ほどが予算化されておりますがどのような目的でなされているのか。宮川ダムの水はですね、宮川第1及び第2発電所で発電を行った後、三浦湾に放流されております。基準を越す濁りのある水は、真鯛の養殖等々の盛んに行われております三浦湾に放流はできないということになりまして、台風時の大水は放水されて、宮川本流を駆けくんだり伊勢湾に流入することになります。本来水というものは、清い水も濁った水も、一つの川を水系を流れくだってくるのでありますけれども、汚い

水は本流へ、きれいな水だけ向こうへというふうなことで、いささか矛盾ではありますが、これは私のぼやきとして聞いていただきたいと思います。

5点目です。宮川上流漁協に対する鮎の補償は継続されるのかどうかです。またそれ以外の魚種は回復されるのかどうかをお伺いしたい。宮川上流漁協は企業庁との協定によって、年間50万尾の稚鮎の放流を保証されております。漁協が支払う金額は200万円が上限であると聞いておりました、それ以上は企業庁の負担となります。年間1300万円から1400万円が企業庁の負担として稚鮎の購入をされておるようでございます。

鮎はそれで50万尾が保証されているものの、その他宮川の生態系を構成しているウナギとか、モクズガニ、ヨシノボリ、私たちはウナギ、ズガニ、スホウあるいはガバチ、これ標準名ではカジカと申しますけども、こういうものは最近全然こう姿を見えないんですね。こういうふうな鮎以外の魚種が回復されるのかということがあります。

6点目です。森林環境創造整備事業に対する県補助金のうちですね、3500万円を企業庁が負担しております。民間譲渡後の企業庁負担額相当は譲渡先、中部電力が肩代わりしてもらえるのかどうかという質問でございます。

7点目、弥起井地内の三瀬谷発電所所有の土地をゲートボール場として無償で使用許可を得ております。同様の協定は、ボート競技振興のための三瀬谷ダム湖の湖面の使用についても交わされておりました、平成23年3月末で期限更新を迎えたわけではありますが、これを更新して引き続き使用できる状態になったのかどうかをお伺いしたい。

8点目、宮川より取水している簡易水道・農業用水・学校等のプール、こういうような水がございます。簡易水道や学校等のプールはですね、いま進めております統合水道がですね、完成すればこれは解決されるわけですが、それは平成27年ということになるわけですが。農業用水もこのダム湖からあるいは逆調池あたりから汲んでおるのがございますので、引き続き確保できるのかどう

か、お聞かせいただきたい。

それから、三瀬谷ダムにおける洪水対策のため事前放流、あるいは堂倉谷付近の観光放流、その他地元自治体への協力など、従前どおりの協力がなされるのかどうかお伺いいたします。

10点目でございます。宮川本流の流量回復として、宮川ダムから毎秒0.5トンの維持放流がなされておりますが、引き続き確保できるのかどうか。再現濁水量として提言されました、宮川ダム直下で2トン、栗生頭首工での5トン、毎秒の流量でございますけれども、これは実現される可能性はあるのかどうか。

11点目、いわゆる「大杉谷特別対策要綱」というのがございます。ここに明記されました道路整備、県道大台宮川線、国道422号線、町道新大杉谷線の改良整備を早急に求めておりますけれども、実現の可能性はあるかということをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、三重県企業庁水力発電事業の民間譲渡につきまして、まず1点目の国有資産等所在市町村交付金は民間譲渡後も交付されるのかと、またその金額についてということでございます。国有資産等所在市町村交付金につきましては、固定資産税が非課税とされる国や地方公共団体が所有する固定資産でありましても、一般の固定資産税と異なる状態で使用されているもの等について、固定資産税相当額の負担を求めることが適切であることから、固定資産税の代替として、資産が所在する市町村に交付金として交付されているものでございます。

平成23年度につきましては、交付金として7168万9000円を予算計上しておりますが、中部電力株式会社に譲渡されたものにつきましては、この交付金の交付はなされなくなりますが、代わりに中部電力株式会社から固定資産税として納付されることとなります。

なお、譲渡後の固定資産税額につきましては、一般の固定資産の評価により決定されます。土地につきましては各地目による評価額となり、家屋につきましては来年度評価を行い、償却資産につきましては譲渡後、事業所からの申請により決定をされますので、現時点では金額の把握はできておりません。なお、土地について試算したところ、概ね交付金の土地分の内訳と大差がございました。

次に、2点目の「電源立地地域対策交付金は民間譲渡後も交付されるのか、またその金額について」ということですが、この交付金につきましては、発電用施設周辺の住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする発電用施設周辺地域整備法を根拠として交付をされています。中部電力株式会社に譲渡されたとしても、この法律で定める発電施設に該当しますので、今までどおり交付金は交付をされることとなります。

金額につきましては、民間譲渡に関係なく、平成23年度から大きく見直しが行われました。発電所の運転開始後16年目から最大30年間の交付期間が10年間延長されたのに伴いまして、その計算方法も変更されています。変更点としましては、最低保証額450万円が440万円に、過去10年間の年間平均発電量にキロワットアワー当たり乗じる金額が7.5銭から5.9銭に減額をされています。また市町村合併前の旧町村単位で計算していたものが、合併後の市町村で計算されるようになりまして、当町では平成22年度1330万円ありました交付金が1126万2000円となっております。

ただこの1126万2000円につきましては、平成23年度の激減緩和措置によるものでございまして、次年度以降は約880万円となる予定でございます。

3点目の「奥伊勢湖環境保全対策協議会費500万円は従前通り支出されるのか」ということですが、大台町と企業庁とで構成されております奥

伊勢湖環境保全対策協議会は、地域住民の安らぎの場となるよう、きれいな奥伊勢湖を確保するため、企業庁より支出される会費により、奥伊勢湖の豊かな自然環境も守るためのごみの除去や清掃を2名の沿道環境作業員を雇用して行っております。

この奥伊勢湖の環境保全対策は、譲渡後におきましても三重県が責任を持って支出すると説明を受けております。また譲渡後には、中部電力株式会社もこの協議会に参画する方向で協議が進められております。

4点目の「宮川ダム湖濁度調査費の目的」についてでございますが、宮川第1及び第2発電用水の水源であります宮川ダムの湖水について、毎月1回の定期調査及び出水時に調査を実施しております。この調査は、20度以上の濁度水は三浦湾へ放流しないとした企業庁と三浦漁協との取り決めを守るため、企業庁が町に委託して実施をしているものでございます。

次に5点目の「宮川上流漁協に対する鮎の補償は継続されるのか。またそれ以外の魚種は回復されるのか」とのことでございますが、三瀬谷ダム建設時に、企業庁と宮川上流漁業協同組合との間で交わされた覚書では、漁業補償として宮川上流へ毎年50万匹の稚鮎を放流する経費について企業庁が負担するとされています。譲渡後は中部電力株式会社がこれを継続するという事で、三重県そして企業庁、そして中部電力の三者により確認書が交わされております。

また、鮎以外の魚種につきましては、生態系回復のため三瀬谷ダムでの魚道整備が考えられますが、県からは堤高39mの三瀬谷ダムについては、洪水時の河川の安全面の問題、また三瀬谷ダム下流のJR紀勢線の鉄橋、また国道42号の橋などの構造物との調整及び建設費用の課題等から、魚道設置は困難であると説明されております。なお稚鮎放流以外の魚種等に係る補償は各漁協に対し行われているところであります。

6点目の「森林環境創造事業に対する企業庁負担分を民間譲渡後も中部電力が肩代わりするのか」とのことでございますが、森林環境創造事業につきまし

ては、企業庁が水源涵養による保水力の向上や濁水の防止などの効果が期待できるとして、県補助金相当額を企業庁が負担しているところでございます。

この事業につきましては、譲渡後も年度により事業費の変動はございますが、平均して3000万円程度の事業費を県が責任をもって負担すると説明を受けております。

7点目の「弥起井地内の三瀬谷発電所所有の土地に関する使用許可」でございしますが、廣田議員が言われますように、平成23年3月31日に使用許可の期限を迎えましたことから、本年1月31日に行政財産貸付目的外使用許可申請書により使用許可の申請を行いました。この申請によりまして、3月18日に、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの使用許可をいただいておりますことから、引き続き湖面及びゲートボール場も使用できることとなっております。

8点目の「宮川より取水している簡易水道、農業用水、学校等のプール水について」でございしますが、ダム湖からの簡易水道の取水につきましては、渇水時の緊急避難的措置として行っているものであります。したがって今回の水力発電事業の民間譲渡にかかる要望事項には入っておりません。

また昨年の渇水時にもダム湖の水を取水いたしましたが、藻類の異常発生による異臭が発生しましたので、弥起井地区の喜世谷池及び佐原地区の大蔵池の水を、両区のご理解をいただき、非常用の水源として活用させていただきました。その際に、今後も渇水時の非常用水源として利用させていただくことにつきまして、両区のご理解をいただきましたので、対応ができるものと考えております。

次に、農業用水の確保でございますか、三瀬谷ダム湖から農業用水を取水しております上菅水利組合は河川法88条に基づく慣行水利権を有しておりますことから、譲渡された場合においても取水は可能となっております。

また学校プールにつきましては、三瀬谷小学校は水道水を、川添小学校は頭

首工から、日進小学校は濁川から、それぞれ導水しておりますので、今回の譲渡には関係しておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

9点目の「三瀬谷ダムにおける洪水対策のための事前放流、堂倉谷付近の観光放流、地元自治体行事への協力など従前どおり協力がなされるのか」との質問でございますが、三瀬谷ダムにおける洪水対策でございますが、宮川ダム放流時には三瀬谷ダムも連携して、ダム水位を事前に低下させる運用を行っているところでございますが、この連携につきましても、当然のことながら中部電力株式会社に継続されることとなっております。

次に、観光放流でございますが、大台ヶ原を源とする大杉谷は、水量の多さからたくさんの滝が連続したすばらしい渓谷をつくっております。この堂倉谷付近にはダムの取水堰堤があり、取水量を調整し滝の雄大さを増すための観光放流が行われているところでございます。この堂倉谷堰堤における観光放流につきましては、国土交通省が定める宮川第3発電所の水利使用規則等において定められていることから、中部電力株式会社においても譲渡後も引き続き放流されることとなっております。

また地元自治体行事への協力、奥伊勢湖漕艇場についてでございますが、企業庁との協定により漕艇場として開放され、各種大会が行われておりますが、中部電力株式会社に譲渡後も今までどおりの運用がなされることとなっております。

次に、10点目の「宮川本流の流量回復として、宮川ダムから毎秒0.5トンの維持放流が行われているが、引き続き確保されるのか。再現濁水流量として宮川ダム直下で2トン、粟生頭首工での5トンは実現されるのか」との質問でございますが、宮川本流の流量回復としましては、現在宮川ダムから河川維持放流及び発電用貯留水からあわせて毎秒0.5トンの放流が、平成18年4月から行われておりまして、中部電力株式会社への譲渡後におきましても、継続をされることとなっております。

また、粟生頭首工直下で毎秒3トンを下回る場合、宮川ダムから年間1000万トンを限度に放流することにつきましても、県と中部電力との間で協力することの合意は得られておりますが、具体的な運用ルールや流量測定方法についての調整は今後行われていくこととなっているようであります。

次に、再現渇水流量でございますが、宮川ダム直下毎秒2トン、粟生頭首工直下毎秒5トンというのが、流域7市町の最終目標でございますが、現在行われております協議では、先ほどの宮川ダム直下毎秒0.5トン、粟生頭首工直下毎秒3トンの放流を維持することとなっております。

今後のさらなる流量回復に向けましては、譲渡後に県が行います運用の検証や流域全体での議論の方向などを見極めながら、宮川流域振興調整会議におきまして、慎重に検討が行われることとなります。

1 1点目の特対要綱に盛り込まれました道路改良の実現の可能性でございますが、昭和27年の宮川ダム建設時の大杉谷水没地域特別対策要綱に盛り込まれました路線は、久豆から桑の木谷間9880m、桑の木谷から大日嵩に至る付け替え登山道路3000m、領内村、大杉谷村の境界から久豆に至る県道約8000m、桧原地内から宮川を横断し野又峠を経て紀北町赤羽に至る1万9900m、桑の木谷から水呑峠を経て紀北町船津に至る1万7000mでございます。

その後、昭和56年大和谷発電所建設時に、要望書を提出しました道路整備の路線は、国道42号の大台警察署から第3発電所までの県道大台ヶ原線及び現在国道422号になっております県道紀伊長島・飯高線の改良整備、林道大杉谷線の県道への移管、これ大幹線林道であります。現在県道大杉谷・海山線になっておりますけども、これの県道への移管ということでございます。そして村道新大杉谷線の改良整備、林道大和谷線の管理、所有形態の確立でございます。

これらの要望の中で、整備の遅れております路線の実現性につきましては、

県道大台・宮川線で大台警察の交差点から栗谷口まで12.3kmのうち天ヶ瀬地内の2.1kmが現在計画をされております。

次に、国道422号は栗谷の湯谷トンネルから桧原の池の谷まで31.7kmのうち八知山トンネルの改良と大熊地内の道路改良が事業化をされております。

次に、大台ヶ原線は桧原から第3発電所まで15.1kmの路線で、昭和50年代に久豆地内で約1km区間の2車線改良が実施をされましたが、大杉谷地域総合センター付近から桧原橋まではほとんど手がつけられていない状況でございます。少しでも事業の推進、進展を図るために引き続き改良整備が進められるよう強力に要望活動を展開をしていかねばと考えております。

次に、町道新大杉谷線の未開通区間の整備につきましては、県の代行により全体計画約4kmで、事業区間を4分割し、1工区920mが完成し、2工区の1020mの事業に着手をされております。三重県の道路整備を取り巻く環境は、新道路整備戦略が策定をされました平成15年度の年間投資額は266億円から平成22年度では179億円と、87億円も減少している状況でございます。道路の新設や拡幅を対象とした新道路整備戦略に基づき、厳しい予算の中で一定の進捗は図られておりますものの計画期間内に目標達成することは、非常に困難な状況でありまして、県では限られた予算の効率的な投資と既存施設の有効活用を考慮し、計画期間を短期3年間とした道路整備方針の取りまとめを本年度中に実施される見込みでございます。

宮川ダム築造後、55年が経過しようとしておりますが、大杉谷水没地域特別対策要綱に盛り込まれました、大杉谷地域唯一の幹線道路であります国道422号や県道大台ヶ原線の整備が遅々として進んでいない状況を打開するため、強力に早期整備を要望してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

○2番（廣田幸照君） それでは再質問をさせていただきます。

概ね要望しておりましたところが、現行に引き続いてということで、譲渡条件のほうに入ってくるようでございますが、この道路の整備でございます。平成21年12月14日の大台町議会の発議第1号で、意見・提言を出したわけでございますけども、その中で譲渡にあたっては企業庁が担ってきた治水、利水などが継続されることはもちろん、ダムに関係した清流の確保、森林の環境保全、そして道路整備などの地域課題についても、ダムとともに暮らす住民の視線に立ち、意見・提言の内容を関係機関に強く主張していただきますようお願いいたしますと、こう書いてございます。

先ほどもその一番最後で大杉谷水没地域の特別対策要綱について、道路整備の状況を説明をいただきましたが、なにしろその県の予算がですね、266億円から179億円に減ったとか、それから新道路の整備戦略に組み込まれないと、なかなか進まないんだというふうな説明でございますが、住民の目線に立ちと、視線に立ちということでありますので、あそこの住民はもう町長もご存じのとおり、何とかしてその細い道を改良してほしい、ところどころ改良はされるけども、退避場がつくられるだけで、住民の方の表現によりますと、ヘビがカエルを呑んだみたいに膨らんで細まって、また膨らんでと、こういうふうなことでございました。この我々議会の意見・提言が出されてから、1年6か月たちました。できるだけ新道路戦略の中に組み込まれて、早急に整備ができるようお願いしたいんですが、重ねてになるかもわかりませんが、大台町長として関係機関にいかなる働きがけをしていただいたのかということ、もう一度ご答弁いただきたいと思っております。

それから、この譲渡条件いろいろありまして、水量の回復ということなんですけれども、説明いただきました宮川ダム直下毎秒2トン、栗生の頭首工で5トンという、2トン、5トンというふうに言われるわけですけども、この水部会での再現濁水量に近づくプロセスはどうも諮問されていないと、先ほどの答弁の中でメモをいたしましたですけども、あと県の検証とか、あるいは地域の

状況等々を見ながら協議をしていこうということですが、これは単なる約束にしか過ぎないのかなと、言葉だけのことかなというふうに考えますが、プロセスは町長どういうふうに理解されているか、ご答弁いただきたいと思えます。

それから、譲渡後の中部電力、それから宮川ダムは三重県が所有ということでもありますので、この宮川水系一体として発電事業も含めてですね、中部電力や三重県と協議・調整を行い、町としての意見や要望が反映できる場というのは、これから以後、設置することが約束されたんでしょうか。この三点を再質問といたします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） はいありがとうございます。

この道路整備についてですね、その地域住民の目線に立ちながら、しっかりと対応していかなければならぬかというふうなことでございます。私もこの特別対策要綱については、野呂前知事が就任をしました、大体8年ほど前なんです、その時にも最初にトップ会議というのが行われまして、その時に、大杉谷地域の特別対策要綱というのがあって、とりわけ多くは語りませんでしたんですが、一点だけ領内村、大杉谷村の境界から8000m、久豆までに至る8000mについては、きちっとされておるんだと。その中で、1キロ未満の2車線改良は行われておるけども、それ以後、全然なされておらんやねえかというようなことで、この点だけはしっかりと対応してくださいというようなことで申し上げたことがございます。

また2年ほど前にも、知事には直接そのことを申し上げたんですが、2年前にはそれは県土整備部の対応というようなことで、粛々と対応させていただくと、こういうような話でもございました。それ以外にもですね、この422号については期成同盟会がございまして。現在の伊賀市、津市、松阪市そして大台町、紀北町、一体になりながらこの422の整備促進については、毎年、県土

整備部長そしてまた中部整備局、そしてまた国交省、財務省等々への要望も繰り返しながら行っているところでもございます。そういうような状況の中でございますが、何せ県管理の道路というふうなことにまいりますので、県のほうがしっかりと腰を上げていかないかんというようなことでもございます。

そういうことで、昨年6月末ごろに、大杉谷・領内・萩原地区で、この民間譲渡に関しての説明会も行われましたおりに、県土整備部の道路担当室がこちらへ来て、ナマの地域住民の声も聞けよというようなことで、県本庁そしてまた松阪建設事務所も随行しながら、話も聞き取っていたようなことでもございまして、十分にその必要性なり思いというようなものは、わかっていると私は思っております。

そういうことで、今後もしっかりと対応していただかねばならんわけでもございますが、口酸っぱくして言っているようなことでもございます。そういうことで、度重なって要望は差し上げているわけでもございますが、考えてみたら本当に半世紀以上もたって、まだいまだこの道路がしっかりと手がついていかないと、こういうような状態でもございまして、本当にもどかしい思いもしながらやっておるんでございますが、そういったその地域の思いとは裏腹にですね、いざ事業化して工事とこうなりまして、土地の了承が得られないという、その大きな壁がございまして。

これは県のほうでもですね、一部噂として聞いたことあるんですが、いざ工事にかかろうとしたら、宮川のほうは非常に難しい地域やのと、土地のことで非常に難しい地域やのというような話が蔓延しとるというふうな話も聞きました。そういうことでなかなか土地の了解が得られにくいというふうなことで、この大和谷発電所を整備する際に、大杉谷地内で6カ所の退避所等も整備していかうということをやったんですが、それすらもすんなりといかないというふうなことでございます。いろいろな地点で了解が進まないということもございまして、なかなか思うにまかせないというふうなところもあるわけでもござい

すが、それはそれとして、当然ご納得もいただく中ですね、進めていかねばなりませんので、今後もそれは当然努力は続けていきたいと思っておりますし、またこの道路整備方針が今年度中に策定をされると、こういうようなことでもございますので、ここへ必ず入れてもらえるような形で組み込んでいただけるように努力をいたしたいというふうに思っております。

それから、ダム直下2トンとそれから粟生頭首工5トンの話でございます。このプロセスがなかなか示されていないというようなことでもございます。このことにつきましても、このルネッサンス協議会の水部会では、2トン・5トンというふうなことで、流量を回復しながらとうとうと流れる宮川というものを再現していかなあかんやねえかと、こういうようなことでもございました。

そのことを受けながらですね、県、企業庁ともこの流域7市町で協議を重ねてきたところでもございます。しかし、その中でもやはり2トン・5トンということについては、あの0.37トンから0.5トンに引き上げるだけでも、かなり難渋をしたと、こういうような経緯があるようでもございますので、この2トン・5トンについては、現在しっかりとした方策は打ち出されていないということでもございます。しかし、このまま放っておきますと、渇水時には度会町あたりではもう以前のことであったんですが、20日間も瀬切れがして表流水が流れていないというふうな実態もあったと聞いております。そういうようなことでもございますので、そういうことのないようにですね、県としても対応していただかねばならんところはあるんじゃないかなと思っております。

以前にも伊勢市の市長でありました森下さんと私と、それから紀北町の奥山町長さんと3人で県議会に赴きまして、そこら辺の状況について聞き取りがございました。とうとうと流れるような宮川の水、宮川というものをやはり県としても達成してもらわなあきませんわなというようなことで、私も森下市長も申し上げたところでもございます。それとは裏腹に紀北町さんとしては、そこら辺についてはしっかりとした明言というのは、当然なされないようなことでも

ございまして、そこら辺も踏まえながらですね、これまでの契約の経緯でも、協定の経緯なり、そういったものを大きく判断をされているのではないかなど、こう思っているところでもございます。

また発電について、この協議・調整ですね、譲渡後の中部電力あるいは三重県との協議・調整にですね、町としての意見・要望が反映できるのかどうかというようなことでもございます。これはスッと考えますと、直接に私どもが中部電力と協議をするというふうなことになると思いますと、私思いますのに三重県スッと手を引いていくなと思います。いうことで、やはり三重県には三重県なりの責任というのが、責務がございまして、やはりそこを介して、もうつかんで離さんと、三重県はつかんで離さんというようなことで、三重県にしっかりと責任を持たせて中部電力さんと話をさせていくということ、そのプロセスはやっぱりきっちり持っておらないかんだなと、こう思っております。

そういうことで、今後もですね、この反映の場というのはしっかりと、場合によっては細かなことですね、中電さんとお話をする場合があるかも知れませんが、根幹的な部分についてはやはり三重県をかましながらですね、話をしていくということが非常に大事ではないかなど、こう思っているところでもございまして、そこら辺の宮川流域振興調整会議というものが副知事2名を先頭にですね、各部局長、企業庁長も当然入りまして、10名ほどで構成をされている会議でございしますが、そこをしっかりと通じながらですね、調整検討もされていくということになるのではないかなど思っているところでもございます。どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

○2番（廣田幸照君） 本質問を行いまして、三重県企業庁と中部電力との仮契約の内容を確認しなければならないというのは、誠に残念な思いであります。住民の本意はですね、私企業であります中部電力に三瀬谷ダムや宮川水系の各発電所を譲渡してほしくない。宮川ダムの水は宮川本流に流して、三瀬谷ダ

ムの役目が終われば撤去して、多様な生態系の回復を待ちたいと、こういうふうに考えているわけでありませう。

昔のように川とその周辺に住む住民の距離が近くなればと願っているものがあります。そのような思いに封印をいたしまして、せめて大杉谷特別対策要綱だけでも約束された道路整備だけでも実現していただきたいと、こういうふうに願う住民がごさいませう。そしてそれを代弁した21年12月の大台町議会の意見・提言でありませう。

先ほど説明いただきましたように、8年前あるいはもっと以前から逆上って来る県のほうにいろいろお願いをしておるようでごさいませう。この特別委員会の経過中にも、町長のいろいろな行動を逐一説明をいただきまして、私どもも町長もまた同じ思いを持っているというふうに確信しております。当然、県に強く申し入れていただいているということになりませうし、その辺の答弁と伺っております。ひとつこの宮川ダム、それから発電事業、三瀬谷ダムの中部電力との仮契約についての町長のコメントをひとことだけをお願いいたします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） この確認書の締結でごさいませうが、まずほぼ企業庁がこれまで行ってきた部分についてですな、中部電力が継続していくと、こういう姿勢でごさいませうが、先ほどからお話になっております森林環境創造事業そしてダム湖の保全対策協議会の会費、そういったものについてお伺いしますと、特異な存在であるということ、これは中電さんとしては広く中電管内のところで、多くのダムを所有しながらやっておりますけれども、その部分についてはなかなか受けることができないというようなことで、合意に至っていないということでごさいませう。

そういうことで、事前放流についてはこれはオッケーというふうなことでなっておりますけれども、その二点についてはですな、私どもとしては中電さんでもええんやし、三重県でもええんやし、企業庁でもええんだと、きちっと

我々が今まで補償されてきた部分だけは、どこでもええんやでちゃんとやれというふうなことで、話はさせてきていただいております。一貫してそのようになったようでございますが、これについては三重県なりあるいは企業庁なりがですね、対応していく方向で検討されておると、こういうようなことでございます。

これが認められない場合はですね、やっぱり一步も引かんぞよというようなことも、チラッとっておりますんで、そこら辺は今までやってきたことが何で無くなるのというふうなことになるますと、説明もなかなか県のほうもしにくいのではないかなと、こう思っているところでもございまして、ここら辺についてはしっかりとまたほぼいけるということで、私どもは考えておりますが、しっかりと補足をしていきたいなと、こう思っているところでございます。

そういうことで、まずはおよそこちらが思っているようなことになってきているのかな、こう思っているところでございますが、中電さんもこの管内で512万キロワットの水力発電をやっておると、中電管内で、そのうちの9万7千キロワットを三重県から今度は購入しようと、こういうようなことでございます。そういうことでいろいろなノウハウですね、運営上のノウハウについてはもう十分ひょっとしたら三重県企業庁よりも合理的にやっていく部分は多くあるのではないかなと思っておりますが、しかしそれぞれの地域にいろいろな故事来的事情もあるわけございまして、そういった特有の歴史も踏まえながら対応していかねばならない部分がございますんで、そういう部分、個別の案件については譲渡後も、これは当然先ほど申し上げましたんですが、大きなことについては県を通じながら、そしてまた個別で取るに足らないような部分かもわかりませんが、その部分については中電さんともいろいろな話はできていくやないかなと思っているところでもございます。

そういうことで今後もしっかりと慎重に見極めつつですね、対応してまいりたいと思っておりますんで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

○2番（廣田幸照君） それでは、二点目の質問に移りたいと思います。残り時間も3分の1切りましたので、ひとつ端的にご答弁をいただきたいと思えます。ゴミ処理施設であります香肌奥伊勢資源化プラザの使用同意期限終了と、新処理施設の建設についてというお尋ねをいたします。

ゴミ処理施設につきましては、昨日、元坂正人議員から同様の質問がなされまして、町長が丁寧に答弁をされております。重複するところは多々ございます。端的にですね、説明をいただいて、第1次質問は昨日の復習ということで、できれば第4次質問ぐらいまでいけるといふふうに考えておりますので、時間ももう17分しかございません。ひとつよろしく申し上げます。

家庭から出されるごみというのはご存じのとおり、資源化プラザのほうで収集され処理されております。処理施設は旧勢和村の丹生にございます。丹生から借地契約をいたしまして、13年3月より供用を開始いたしました。借地期限は平成32年度で期限を迎えるわけです。供用以来一貫して可燃性ごみは三重県の計画に基づいて、ごみ固形燃料RDFとして発電用燃料として使用されておるわけでありまして。ところがごみ固形燃料発電所はご存じのとおり、爆発事故によって事業損失が累積しておりまして、平成28年度RDF事業から撤退すると県は表明いたしました。RDFを製造して発電所に燃料として、お金を払って供給している13の市町は延長を要望して、当面3年から5年の延長ということで同意しております。

計算していきますと、10年後にはRDFの利用はできなくなり、新たな処理方法の選定が求められていると、時あたかも、丹生区からの借地の処理場をですね、返還する期限と合致してくるわけです。昨日も話がございましたけども、松阪市は平成27年度新設焼却炉の完成によって、旧飯南・飯高のごみは奥香肌の資源化プラザから撤退をして持ち込まないと、ただし運営費は道義的なものもありますので払いますよということでありました。

一方多気町はごみ処理につきましては、美化センターというのがあるわけですが、人口比は多気町の美化センターでやるのが1万で、資源化プラザでやります旧勢和村が5千ぐらい、人口比で2対1になってますが、処理費用は1対1ぐらいというふうに聞いております。これも多気町民としてはうまく解消できないかなと考えていると思うんですね、幾つかの要素を整理しながら、この大台町としての選択肢を模索しなければいけないわけであります。

ここからちょっと復習になるわけですが、昨年の12月2日、大紀町と大台町と多気町は松阪市の新処理施設でごみ処理をしてほしいというふうな申し入れをしたそうでございます。10%ぐらいそこで処理する10%ぐらいの増加になるだけですので、施設には余裕があるようでございます。松阪市を中心とする「定住圏自立構想」もある中で、松阪市を含めた1市3町の広域行政組合は実現する可能性はあるんじゃないかなと期待をしておるところですが、松阪市が同意する感触はあるのかなと思います。

昨日の答弁では松阪市は建設に至る経緯や地元合意などを踏まえて、現状では困難というふうに回答しているようですね、現状では困難というところが、ちょっと含みがあるんじゃないかなと思うんですけども、それでもなお多気、大台、大紀の3町は連携しながら松阪市への働きかけを継続されるとするとされておりますけども、松阪市が同意に至る感触があるのかなというのを一つ、1点目の質問であります。

それから、松阪市は離脱したと、多気町も先ほど申しましたように、何とか二つの施設の間を経費の差を解消したいなど、こう考えておるわけですが、最悪のシナリオとしてですね、大台町と大紀町2町で新しい施設をつくってかないかんのではないかと、こういうふうなことですね。丹生区との同意期限を考えた時に、新処理場の構想を立てる最終期限はどれぐらいかなと、それで2点目の質問であります。

3点目、少しこれは虫のいいシナリオですけども、多気町全域がですね、

多気町も何年でしたかな、32年か、7年後ぐらいでしたか、いま使っておる美化センターが30年ぐらい経っているということで老朽化が予測されますので、多気町全域がですね、この資源化プラザ、香肌奥伊勢資源化広域連合といま申しておりますが、これに加入して既存施設が活用できる時に、一番これは経費が安くなるんじゃないかなと思います。

昨日の答弁ではですね、焼却炉、多気町の美化センターの焼却炉は、平成9年から稼働して平成32年度で24年間経過しておると、それから6年後には新たな処分方法を検討する必要があると。こういうことですので、そういうことを踏まえて岐阜県の山県市への視察も行かれたと思うんですね。山県市にはちょっと調べてみました。人口が2万9395人で、この3町の人口よりも5000人ほど少ないんだらうと思うんです。そしてその時のこれは日立造船が請け負ってるわけですね、35億8670万円というこの工事費ですね、そして建設以後、これは平成22年に完成をして引き渡されておるわけで、それから平成20年4月1日から平成37年3月31日までの15年間の運営維持経費でしたかな、管理運営委託経費が59億2700万円とこうなって、年間に3億9500万円ぐらい必要になると。それを参考にしながらいくんじゃないかと思うんですけども、その時にですね、さっき虫のいいということを行いましたけども、多気町も加わっていただくような時に、解決しなければ問題点は何かということをお教えいただきたい。

それから、ごみは必ず発生いたします。大台町は昨年度でストックヤードを各字に設置をいたしました。また昨年度から今年度にかけて、生ごみ処理の一次処理の講習会を盛んにやってもらいますし、二次処理施設もつくっております。そういうふうにごみを少なくするというのは、現在ただいまの処理場の負荷を少なくするのも大切ですし、これから以後どういう形になろうとしても、ごみ処理するためにはごみの減量は、避けて通れないところですね。時期を得た方策だというふうには考えておりますが、ごみの量をどれほど減らして経費が

どれほど少なくなるか、その目標はいかがとこういうふうにお伺いいたしたい
と思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それではもう時間もわずかでございますので、端折り
ながらになると思いますが、お許しをいただきたいと思います。まず1点目の
松阪市を中心とする1市3町の広域行政の実現の可能性なんです、昨日も元
坂議員のご質問にお答えをさせていただいたんですが、3町のごみを松阪市の
新焼却施設で処理してくれということをお願いに行きました。これは先ほど申
し上げられましたように、地元の合意あるいは建設の経緯なり、いろいろなも
んがあるというふうな事の中で、お断りをいただいたというようなことでご
ざいます。しかも松阪市は日量180トンほどの最大で200トンほどまでは
いけるようなんですが、180トンを燃やせるようにということで、松阪市自
体もごみの減量化にかなり努力されておるというようなことでございまして、
今後ですね、我々3町が松阪市へ入っていくということは至難ではないか。た
だ要望だけは続けていこうやねというふうなことで言っているところでござい
ますが、はいということは非常に難しいということで、松阪市はお断りをいた
だいたと、こういうようなことでございます。

それから、新処理場の構想を立てる期限なんでもございます。昨日も申し上げ
ましたように、平成33年度に稼働を目指していこうとなると、少なくとも6
年ほどはかかるというふうなことでもございますので、平成27年度までには
建設予定地の地元合意ということをしつかりと果していかならないなど、こ
ういうことも思っているところでもございます。

そこへいくまでにですね、まずその解決をしておかねばならない点というこ
とでございしますが、まずはこのRDFの焼却発電事業というふうなことが、焼
却の事業でございすけども、まずこれの検証をしつかりやっっていくことがま
ず必要というふうな事と、それ以外に民間委託も含めて、まずは焼却方式に

なっていくだろうと思っておりますけども、このことについてやはり多気町さん事情もあるかと思えます。

そこら辺も踏まえながらやっていかねばならないわけですが、大台町、大紀町については今のようなスタイルでもう切り替えはわりあい早くいけるんじゃないかなと思えますが、多気町さんは2面持っておると、こういうようなことでもございますので、そこら辺もしっかりと決断すると言いますか、方向性を定めていただくというようなことで考えていかねばならぬだろうというふうに思っております。

またごみの減量でございます。古紙のリサイクルでのごみの総量、平成21年度で410トン、あるいは平成22年度では435トンの減量ができております。平成23年度は460トンの減量を目指していこうということで、現在取り組んでいるところでございます。

またご案内のように、生ごみにつきましてもいわゆる道具箱を使いました堆肥化ですね、コンポストの取り組みを推進しておりまして、平成22年度で100名ほどが取り組んでもらっておりまして、また新たに平成23年度では300世帯というようなことで、生ごみの減量もですね、45トンほど減量していくという目標で取り組みを行っているところでもございまして、そういうことで古紙やら生ごみの減量によりまして505トンほどの減量ができるようになりますと、単純計算でございますけども、年間1400万円ほどの削減ができていくのではないかなと思っているところでございます。今後ともしっかりとごみの減量あるいはリサイクルについて果していかなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大西慶治君） 廣田幸照議員。

○2番（廣田幸照君） 最後の一つだけお聞きいたしたいと思えます。新しい施設をつくるとして6年ほどかかるとおっしゃられましたですね。その前にど

こへつくるかという候補地の選定がありますね。

新聞報道によると下呂市下呂温泉近くに処理場をつくるというのを決めて持っていったら、観光業者・旅館組合等々が大反発したという記事がございました。それ以前に6カ所ぐらい当たったけど全部蹴られてきたと、ごみ処理施設というのは非常に迷惑施設である。町民にとってはメリットがあるのか、ないのか、ようわからんですけども、住民にとってはですね。メリットになるかデメリットになるかわかりませんが、いずれにしても処理しなければならない、自治体を越えて持ち出すことはできないということもあってですね、6年よりさらに前に処理場の選定というのがありますね、その候補地を決めてからやりますという、下呂市のような例になります。先ほど町長の答弁ですと、地元の合意を得ながらという民主的なルールをですね、きちっとやっていかないと、かえって近道が遠回りになってしまう、遠回りと思っても丁寧にやっていくことが地元の合意を得ることになるわけで、その辺の町長のご決意を最後にいただけるとありがたい。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） これは多分3町での協議になってこようかと思います。それぞれの地域の中でですね、現在地もRDFの処理場も含めながら、含めて新たなものをつくるのであれば、新たなところにみんなで一つ選定をしようじゃないかというふうな形になるのではないかなと思います。当然協議の結果で何とも言えませんが、そういう中から公平なところからスタートしつつですね、それぞれの3町から出てくる候補地が、やはり責任の持てる形で、うちに決まったらもうオッケーですよというふうな形ですね、それぞれが3町責任を持ちながら、あそこはええのというだけでいってしまいますと、それこそ頓挫をしていくことでもございます。

ですので、その3町での候補地を決めるだけでも、これ時間かかるといいますね。そこからやはり慎重に対応をしていかないといかんと思いますし、これ

までのいろいろな丹生に設置をされましたおりの協力金とか、あるいは大内山の最終処分場の協力金とか、いろいろなことがございます。そういったようなルールもですね、やはりきちんと定めておく中でどうなんだというふうなことも、やっぱりしていきますと、なかなか時間があってないというようなことでもございますので、そこら辺、慎重に取りかかりつつ本当に民主的に物事を進めていかねばならんなと思っております。本当にまあ言うたら時間が本当にもう少なくなってきたおるんじゃないかというふうに思います。以上でございます。

(「終わります」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 廣田幸照議員の一般質問が終了しました。